答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した児童扶養手当法 (以下「法」という。)に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査 請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長(以下「処分庁」という。)が 令和元年10月21日付けで請求人に対して行った、法9条1項の 規定に基づく児童扶養手当支給停止処分(以下「本件処分」とい う。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当 であると主張している。

請求人が元配偶者から平成30年に受け取った養育費44万円のうち、11万円は過去の年度の養育費の未払い分である。仮に元配偶者が何ら滞納することなく、毎月月額3万円の養育費を支払っていたとすれば、何ら請求人は所得制限限度額を超過することなく、手当を受給できた。元配偶者が約束を守らず、複数年に渡って養育費を滞納し、その一部を回収したがために、手当の受給が停止されることになっている。

処分庁による法の解釈適用は、養育費の滞納がない家庭との不均 衡を生じさせ、父又は母と生計を同じくしていない児童の福祉の増 進を図ることを目的とする法の趣旨を没却する。また、滞納養育費 の回収を消極的にさせ、養育費の滞納が促進される。

したがって、未回収分の養育費を過去の年度の収入として手当の 受給資格を審査しなかった本件処分は違法又は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和2年6月5日	諮問
令和2年8月18日	審議(第46回第4部会)
令和2年9月15日	審議(第47回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項 1 号 イ の 規定によれば、市長 (特別区の区長を含む。以下同じ。) は、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとされている。
- (2) 上記(1)により手当の受給資格を有する者について、法9条1項の規定によれば、手当は、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととされている。

- (3) 法9条1項の適用に関する政令の規定等について
 - ア 法施行令 2条の 4 第 1 項の規定及び同項の表によれば、法 9 条 1 項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族 等があるとき又は児童が 1 人であるときは、 8 7 0, 0 0 0 円 とされている。
 - イ 法施行令2条の4第2項の規定及び同項の表によれば、法9 条1項の規定による手当の支給の制限は、扶養親族等があると きは、同項に規定する所得が1,920,000円に当該扶養 親族等1人につき380,000円を加算した額以上であると き、手当の全部について行うものとするとされている。
 - ウ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項本文の規定によれば、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとされ、ただし、受給資格者が母である場合には、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むとするとされている。

また、法施行令4条1項本文の規定によれば、所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額、退職所得金額等の合計額(以下「総所得金額等合計額」という。)から80,000円を控除した額とするとされ、ただし、受給資格者が母である場合には、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額の合計額から80,000円を控除した額とするとされている。

エ 法を所管する厚生労働省による「平成30年度児童扶養手当

事務処理マニュアル」(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課作成。以下「事務処理マニュアル」という。)第4章・I・5・(3)・イによれば、養育費として所得に算入する額は、前年に受け取った額であるとされ、事例として、途中で養育費の額が変更されたり、取り決め通り支払われなかった場合には、実際に受け取った額を所得に算入するとされている(110頁参照)。

- (5) 法施行規則 4 条 1 項の規定によれば、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額(法施行令 3 条及び 4 条の規定によって計算した所得の額をいう。)並びに法 9 条 1 項に規定する扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書等の書類を添えて、毎年 8 月 1 日から同月 3 1 日までの間に、これを手当の支給機関(本件では処分庁)に提出しなければならないとされている。
- 2 これを本件についてみると、処分庁は、本児を支給要件に該当する児童として、請求人を手当の受給資格者として手当を支給してきたところ、本件現況届等により、請求人の前年(平成30年)の合計所得額が2,440,00円であり、同金額から法施行令4条1項本文に定める80,00円を控除した額2,360,000円が、上記1の法令の定めにより手当を全部制限する所得の額(所得制限限度額)である2,300,00円を超えていたことから、手当の全部を支給しないとする本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人に対する手当の支給を停止する本件処分は、 上記1の法令の定め及び事務処理マニュアルに則ったものであり、 違法・不当な点は認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張する。

しかし、上記2のとおり、本件処分は法令の定め及び事務処理マニュアルに則ったものであり、事務処理マニュアルの上記取扱いが

不合理なものとも認められないから、請求人の主張を取り上げることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法 令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に 行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美